

第 4 期 紫波町耐震改修促進計画

令和 8 年 3 月

紫 波 町

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画の目的	
2	計画の期間	
第2章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	1
1	想定される地震の規模、被害状況	
2	耐震化の現状と目標	
第3章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	3
1	建築物の耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
2	町が取り組む具体的施策の方向	
第4章	その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	5
1	関係団体との連携強化	
2	民間が所有する特定既存耐震不適格建築物について	
資 料		
	用語	6

第1章 計画の概要

1 計画の目的

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）をはじめ、近年全国各地で地震が頻発しており、本町においても建築物の耐震診断・耐震改修の促進は、引き続き取り組むべき重要な課題です。

今後も継続的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項及び、紫波町地域防災計画に基づき「第4期紫波町耐震改修促進計画」を策定するものです。

2 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害状況

「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」（令和4年9月）によると、日本海溝（三陸・日高沖）モデルでは、内陸市町村は震度5強～6強、千島海溝（十勝・根室沖）モデルでは岩手県全体で震度3～5弱の揺れが想定されています。

特に、日本海溝（三陸・日高沖）モデルにおいては本町の建物被害（全半壊棟数）が約40棟と想定されています。

2 耐震化の現状と目標

(1) 住宅の現状と目標

①耐震化の現状

住宅総数約10,130棟のうち約7,400棟が耐震性有りと推計されています。

令和5年度(現状)				
総数 (棟) A	旧耐震基準による建築物 (棟) B	耐震性有り 耐震改修済 (棟) C	新耐震基準による建築物 (棟) D	耐震化率 ※E=(C+D)/A E
10,130	3,240	510	6,890	73.1%

出典「令和5年住宅・土地統計調査」

②耐震化の目標

住宅の耐震化率を令和12年度までに85%とすることを目標します。

令和12年度(目標)				
総数 (棟) A	旧耐震基準による建築物 (棟) B		新耐震基準による建築物 (棟) D	耐震化率 ※E=(C+D)/A E
	耐震性有り 耐震改修済 (棟) C			
11,040	3,030	1,374	8,010	85.0%

(2)町有建築物の現状と目標

町有建築物においては、以下の規模に該当するものが対象となります。

対象施設	対象規模
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上
小学校、中学校、小中一貫校(屋内運動場を含む)	階数2以上かつ1,000㎡以上
庁舎、公営住宅	階数3以上かつ1,000㎡以上

町有建築物については建替や用途廃止が予定されている施設を除き、耐震化率100%を達成しており、引き続き適切な維持管理を行います。

用途等	総数 F	旧耐震基準による建築物 総数 G	新耐震基準による建築物			耐震化率 L=(I+J+K)/F	
			耐震診断済 H	耐震性あり I	耐震改修済 J		
体育館	2	1	1	0	1	100.0%	
小学校・中学校 小中一貫校	6	4	4	1	3	2	100.0%
庁舎	1	0	0	0	0	1	100.0%
公営住宅	5	0	0	0	0	5	100.0%
計	14	5	5	1	4	9	100.0%

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 建築物の耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1)住宅・建築物の所有者の役割

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であり、まずは、所有者等が自己所有建築物の耐震化に取り組む必要があります。

(2)町の役割

住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組むよう、直接かつ第一義的な所有者等への働きかけを行います。また、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」にて、毎年度、耐震化促進事業の具体的な取り組みと目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し対策を進めます。

2 町が取り組む具体的施策の方向

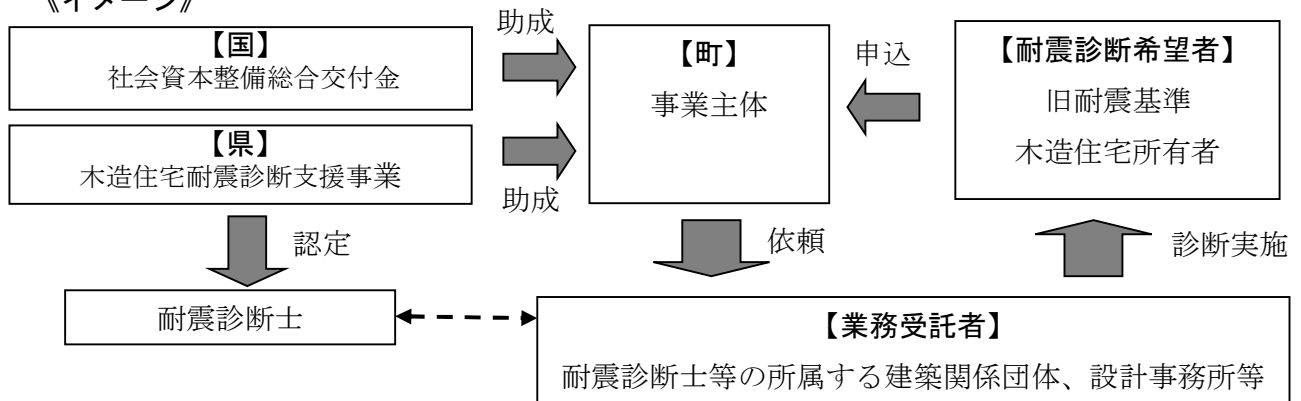
(1)一般住宅に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について、普及啓発を積極的に行うとともに、町が創設した「紫波町木造住宅耐震診断士派遣事業」及び「紫波町木造住宅耐震改修工事助成事業」の補助制度を活用し、耐震診断と耐震改修の促進を図ります。

①紫波町木造住宅耐震診断支援事業

旧耐震基準による木造住宅を対象に、耐震診断士を派遣し耐震診断を行う場合に要する経費の一部について助成を行います。

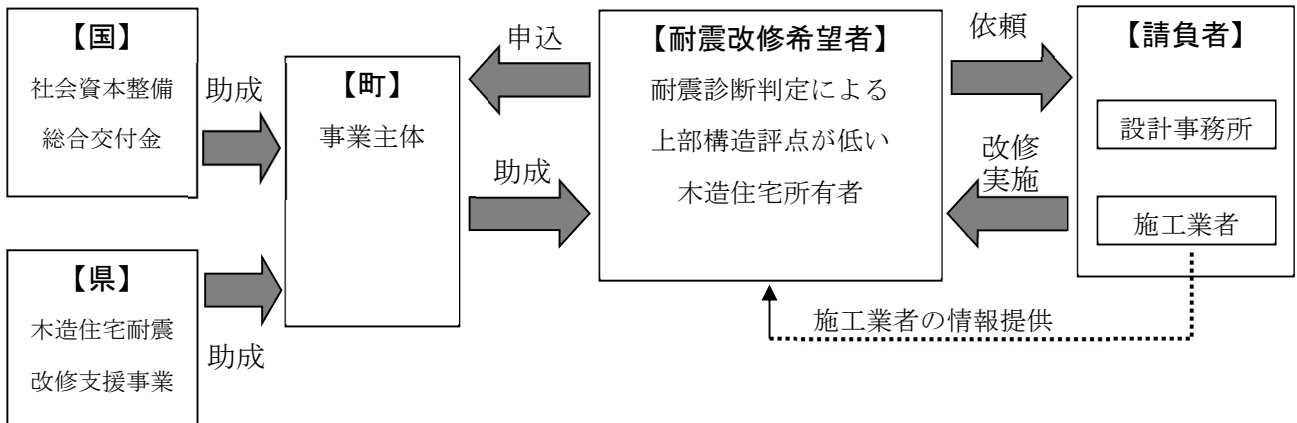
《イメージ》



②木造住宅の耐震改修への支援

耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、国、岩手県の協力を得ながら耐震改修工事に係る制度を活用し、耐震化の促進を図ります。

《イメージ》



(2)安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

住民が安心して耐震改修を行うことができるよう、耐震改修の技術を有する事業者（いわて木造住宅耐震改修事業者登録制度の登録者など）の情報提供を行います。また、耐震補強工事助成事業についての概要を紹介するなどの支援に努めます。

(3)耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

①耐震対策推進に向けた組織づくり

岩手県や市町村、建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりに参加し、普及・啓発を行います。

②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、広報紙や町ホームページなどを通じて、住民、所有者及び利用者へ、耐震診断や耐震改修の重要性等の情報提供を行います。

③地域全体の耐震化に向けた意識啓発

地域全体の耐震性を向上させるため、住民主体の「防災まちづくり」の機運の醸成を図ります。

(4)地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

①震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に倒壊しないだけでなく、非常時においても使用できることが求められることから、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②ブロック塀の安全対策

地震によってブロック塀が崩壊すると死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難、救助・消火活動への支障の可能性があることから、岩手県と協力して危険箇所の把握をするとともに、安全対策を進めます。

③窓ガラス・天井・外壁、屋根葺き材等の落下物による安全対策

地震等により窓ガラス・天井・外壁、屋根葺き材等が落下すると、避難、救助・消火活動への支障の可能性があることから、岩手県と協力して危険箇所の把握をするとともに、安全対策を進めます。

④地震時のエレベーター等の安全対策の推進

地震によりエレベーターが停止し、閉じ込められた利用者の救出や復旧に時間を要する事案が発生しています。

また、配管等設備の落下、通常使用時におけるエレベーター事故、給湯設備の転倒等も発生していることから、これらについての安全対策を促進します。

⑤新耐震基準の木造住宅の耐震化等の普及活動

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においては、旧耐震基準の建築物に加え、建築基準法の構造規定に接合部の仕様が明確化された平成 12 年 6 月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅についても、倒壊等の被害が見られました。この被害を受けて国が作成した、所有者やリフォーム業者など耐震診断の専門家でなくとも活用できる「新耐震木造住宅検証法」について、所有者や設計者等に周知を行うなど、耐震化の普及啓発に取り組みます。

第 4 章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

1 関係団体との連携強化

岩手県、各市町村及び関係団体等により構成する「岩手県耐震改修促進協議会」へ参加し、耐震診断や耐震改修の普及啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ります。

2 民間が所有する特定既存耐震不適格建築物について

民間が所有する既存耐震不適格建築物等については、所管行政庁である岩手県が当該建築物の所有者に対し、指導や助言のほか保安上必要な措置をとることなどの勧告や命令を実施することから、町は岩手県と連携し耐震化の促進を図ります。

資料

用語

紫波町耐震改修促進計画における表記	内 容
耐 震 改 修 促 進 法	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
耐 震 診 断	地震に対する安全性を評価すること
耐 震 改 修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
多数の者が利用する 建 築 物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第6条第2項に規定する規模以上の建築物
旧 耐 震 基 準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新 耐 震 基 準	昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既 存 耐 震 不 適 格 建 築 物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物
特 定 既 存 耐 震 不 適 格 建 築 物	多数の者が利用する建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。)

多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条関係)

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (③一般対応建築物)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (②重点的対応建築物)	要緊急安全確認大規模建築物要件 (①耐震診断義務付け建築物)		
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗						
ホテル、旅館						
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿						
事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上

自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であつて、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物 (道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	